

鹿児島市分別収集計画

- I 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条第1項の規定により、分別収集計画を定める。
- II 計画の期間：令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間
- III 計画処理区域：鹿児島市全域
- IV 計画の概要
 - 1 計画策定の意義
 - 2 基本的方向
 - 3 計画期間
 - 4 対象品目
 - 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）
 - 6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）
 - 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）
 - 8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）
 - 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法
 - 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）
 - 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市では、平成 22 年に策定し、平成 28 年度に改訂した一般廃棄物処理基本計画(以下、基本計画という。)において、「循環型社会の構築に向けて、市民・事業者・市の三者が協働してごみの発生抑制に取り組むこと」を基本理念に掲げ、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減するための各種施策に取り組むこととしている。

本計画は、このような状況のなか、基本計画との整合を図り、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第 8 条第 1 項に基づいて容器包装廃棄物を分別収集し、容器包装廃棄物の 3 R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進するとともに、最終処分量の削減を図るため、市民・事業者・市の役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3 R を推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向は次のとおりとする。

- (1) 市民・事業者・市がそれぞれの役割に従い一体となって、環境への負荷に配慮した快適な地域社会を目指す。
- (2) 容器包装廃棄物の 3 R (リデュース・リユース・リサイクル) を推進し、排出されたごみは可能な限り資源化し、最終処分量を可能な限り少なくする、ごみの少ない社会を目指す。

3 計画期間

本計画は、令和 2 年 4 月を始期とする 5 か年(令和 2 年度～令和 6 年度)を計画期間とし、今後 3 年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条 第2項 第1号）

（単位：t／年）

項 目	2年	3年	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	25,736	25,637	25,536	25,447	25,355
スチール製容器	954	952	948	946	943
アルミ製容器	1,064	1,061	1,058	1,055	1,053
無色ガラス製容器	2,522	2,516	2,507	2,500	2,493
茶色ガラス製容器	2,423	2,417	2,409	2,403	2,396
その他ガラス製容器	645	644	641	640	638
飲料用紙製容器	648	647	646	644	643
段 ボ ー ル	5,125	5,099	5,075	5,052	5,030
紙 製 容 器 包 装	6,318	6,306	6,294	6,282	6,270
ペ ッ ト ボ ト ル	1,826	1,822	1,816	1,812	1,807
プラスチック製容器包装	4,210	4,174	4,142	4,113	4,082

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための方策に関する事項

（法第8条 第2項 第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のために、次の方策を実施する。

なお、方策の実施にあたっては、市民・事業者・市がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

(1) 市民の役割

- ① 市が策定する計画に協力し、ごみの分別を徹底して排出するなど減量化・資源化に取り組む。
- ② 簡易包装やノー包装への協力、リターナブル容器の使用等、ごみの発生抑制に努める。
- ③ 資源物回収活動、フリーマーケット、マイバッグ運動などへ積極的に参加するよう努める。

(2) 事業者の役割

- ① 市が策定する計画に協力し、ごみの分別を徹底して排出するなど減量化・資源化に取り組むとともに、再生品を使用するなど資源の有効利用に努める。
- ② 使い捨て製品の製造・販売の自粛、過剰包装の自粛、リターナブル容器の使用等、製品の開発・製造・流通の各段階において、ごみの発生抑制に努める。
- ③ 容器包装の店頭回収など資源化を促進する。
- ④ 一般廃棄物管理責任者の選任、減量化・資源化等に関する計画書の作成など、ごみの減量化・資源化・再生品の使用を一層促進する。

(3) 市の役割

- ① 市民が分別排出した容器包装廃棄物を収集する。
- ② 市民、事業者に対し、ごみの発生抑制、再使用、再生利用の意識啓発と実践活動の支援を行うとともに、市民、事業者の自主的な活動の支援に努める。

(市民に対する主な方策)

- ・ごみ・資源物の正しい出し方を案内する冊子の作成及び配布により、ごみの排出方法の周知を図る。
- ・ごみ出しカレンダーの作成及び配布や、ごみ分別アプリの配信により、ごみの排出日の周知に努める。
- ・ごみ減量啓発用チラシの作成・配布及び公共交通機関での広告等による3R広報を実施するほか、本市の広報紙・ホームページ等により、ごみ減量化・資源化・再生品の使用の啓発推進を図る。
- ・町内会等の市民団体等が開催する集会でごみ減量に関する説明会を開催する。
- ・小学4年生に社会科学習資料として「ストッパーとさくりんのごみ・まち美化教室」を作成・配布するほか、小学生を対象に生ごみのリサイクル出前塾事業を実施するなど、子どもたちの3R意識啓発を図る。
- ・ごみの排出抑制やリサイクル推進のため、市民団体が行う資源物回収活動に対し補助金を交付する。
- ・フリーマーケットなどの開催支援を行う。
- ・かごしま環境未来館において、3Rの実践方法についての各種講座を実施するとともに、日常生活用品の修理について相談・指導及び情報提供を行う。
- ・かごしま環境未来館において、市民から提供された未使用の日用品の陳列・交換を行

うほか、不用品交換の情報の提供や3R意識啓発のための展示を行う。

(事業者に対する主な方策)

- ・ごみの減量化・資源化に関する説明会を開催し、民間事業所における取り組み事例、リサイクルルートを紹介する等、減量化・資源化を促進する。
- ・事業所のごみ処理読本「事業所ごみの適正処理ガイドブック」の配布により、ごみ減量化・資源化・再生品の使用の促進を図る。
- ・減量化、資源化等に関する計画書の提出指導を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条 第2項 第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下記左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下記右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		缶・びん
主としてアルミ製の容器		
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器であって上記以外のもの		紙箱・包装紙等
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチック容器類

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位：t/年)

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	486		485		483		482		480	
主としてアルミ製の容器	868		866		863		861		858	
無色のガラス製容器	(合計) 772		(合計) 770		(合計) 767		(合計) 765		(合計) 763	
	(引渡 量) 772	(独自処理量) 0	(引渡 量) 770	(独自処理量) 0	(引渡 量) 767	(独自処理量) 0	(引渡 量) 765	(独自処理量) 0	(引渡 量) 763	(独自処理量) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 1,099		(合計) 1,096		(合計) 1,092		(合計) 1,090		(合計) 1,086	
	(引渡 量) 1,099	(独自処理量) 0	(引渡 量) 1,096	(独自処理量) 0	(引渡 量) 1,092	(独自処理量) 0	(引渡 量) 1,090	(独自処理量) 0	(引渡 量) 1,086	(独自処理量) 0
その他のガラス製容器	(合計) 607		(合計) 605		(合計) 603		(合計) 601		(合計) 599	
	(引渡 量) 607	(独自処理量) 0	(引渡 量) 605	(独自処理量) 0	(引渡 量) 603	(独自処理量) 0	(引渡 量) 601	(独自処理量) 0	(引渡 量) 599	(独自処理量) 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	68		68		68		68		68	
主として段ボール製の容器	2,529		2,515		2,502		2,489		2,477	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 710		(合計) 708		(合計) 707		(合計) 706		(合計) 704	
	(引渡 量) 0	(独自処理量) 710	(引渡 量) 0	(独自処理量) 708	(引渡 量) 0	(独自処理量) 707	(引渡 量) 0	(独自処理量) 706	(引渡 量) 0	(独自処理量) 704
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 1,610		(合計) 1,607		(合計) 1,602		(合計) 1,598		(合計) 1,593	
	(引渡 量) 1,127	(独自処理量) 483	(引渡 量) 1,125	(独自処理量) 482	(引渡 量) 1,121	(独自処理量) 481	(引渡 量) 1,119	(独自処理量) 479	(引渡 量) 1,115	(独自処理量) 478
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	(合計) 2,828		(合計) 2,804		(合計) 2,782		(合計) 2,763		(合計) 2,742	
	(引渡 量) 2,828	(独自処理量) 0	(引渡 量) 2,804	(独自処理量) 0	(引渡 量) 2,782	(独自処理量) 0	(引渡 量) 2,763	(独自処理量) 0	(引渡 量) 2,742	(独自処理量) 0
10品目合計	11,577		11,524		11,469		11,422		11,372	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 集団回収分を除いた容器包装廃棄物の排出量見込み×容器包装廃棄物の資源化率

※容器包装廃棄物の資源化率については、容器包装廃棄物の資源化量（平成28～30年の平均値）を容器包装廃棄物の排出量で除した値。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制で行う。

なお、本市の分別収集のほか、市民団体等による資源回収活動やストアー等の店頭回収も、引き続き活用するものとする。

分別収集の実施主体については、下記表のとおりとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶・びん	市による定期収集	市
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器			
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器			
	段ボール	段ボール	市による定期収集	民間事業者
	その他の紙製容器包装	紙箱・包装紙等	市による定期収集	民間事業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	市
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック容器類		

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

缶、びん、ペットボトル、紙パック、プラスチック製の容器包装の選別・圧縮などの処理を行っているリサイクルプラザなど現行の施設の効率的な維持管理に努める。

分別収集の用に供する施設については、下記表のとおりとする。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶・びん	透明袋	パッカー車	リサイクルプラザ (選別・圧縮施設)
アルミ製容器				
無色のガラス製 容器				
茶色のガラス製 容器				
その他のガラス製 容器				
飲料用紙製容器	紙パック	ひもで束ねる 又は 紙袋	パッカー車	民間施設 (選別・圧縮施設)
段ボール	段ボール			
その他の紙製 容器包装	紙箱・包装紙等			
ペットボトル	ペットボトル	透明袋	パッカー車	リサイクルプラザ (選別・圧縮施設)
その他のプラス チック容器包装	プラスチック 容器類	透明袋	パッカー車	